辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

別表のとおり、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

平成17年9月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成17年9月21日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

(別表) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更

辺地に係る公共的施設の総合整備計画に以下の事業を追加、変更する。

(単位:千円)

追加する事業計画		林道小鹿線整備事業				
追加する:	辺地地域	小鹿辺地、東	小鹿辺地	11年14日16日	THE A CHARLES AND SERVED	
事業主体	事業費	財源	内 訳	一般財源のうち 辺地債予定額	備考	
		特定財源	一般財源			
三朝町	90,000	58,500	31,500	31,500	林道舗装整備(国)	
					森林居住環境整備事業	

追加する事業計画		町道俵原本総	泉整備事業		
追加する辺地地域		三徳辺地			
事業主体	事業費	財 源 特定財源	内 訳 一般財源	一般財源のうち 辺地債予定額	備考
三朝町	8,000	4,000	4,000	4,000	町道整備事業

変更する事業計画		町道虹鱒線道路改良事業				
変更する辺地地域		三徳辺地				
事業主体	事業費	財 源 特定財源	内 訳 一般財源	一般財源のうち 辺地債予定額	備考	
三朝町	(5,000) 17,200		(5,000) 17,200	(5,000) 17,200	県営事業	

※ () が変更前